

令和8年度 宇治市男女共同参画市民企画事業

奨励事業 募集要項

1. 事業の目的・趣旨

市内で活動する団体・グループが実施する男女共同参画社会の実現に向けた事業に、宇治市が奨励金を交付します。

奨励金は、審査会で「奨励事業」に決定した事業に対し、予算の範囲内で交付します。

2. 対象事業

次のすべてを満たす事業です。

- (1) 広く市民を対象とし、「第6次UJIあさぎりプラン」で定める基本方向、計画課題に該当する事業であること
- (2) 宇治市男女共同参画支援センター（以下「センター」という）又は市内の他会場で実施する事業であること
- (3) 営利・宗教・政治活動を目的としていないこと（特定の企業、団体等の宣伝や営利に関わるもの、特定の政党、宗教の宣伝や利害に関わるものは対象外）
- (4) 宇治市又は他の機関から別に助成を受けていないこと
- (5) 事業の経費が奨励金の額以上であること

3. 事業の形式及びテーマ

- (1) 事業の形式は問いません。（講演会、セミナー、ワークショップなど）
- (2) テーマは、固定的な性別イメージの解消、女性のチャレンジ、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）、男性にとっての男女共同参画（家事・育児・介護参加等）、DV・デートDV、男女の健康支援、防災における男女共同参画の推進等です。

4. 応募資格

次のすべてを満たす団体・グループです。

- (1) 構成員が5人以上で、かつ市内に在住・在勤・在学する人を含む団体・グループであること
- (2) 活動拠点が宇治市内にあり、市内を活動領域にしていること
- (3) 1年以上の活動実績があること

5. 奨励金の額及び決定事業数

- (1) 奨励金は、6万円を上限とします。
- (2) 事業数は、予算の範囲内で決定します。

6. 応募方法

宇治市男女共同参画市民企画事業提案書（第1号様式）、奨励事業企画書（第2号様式）、団体等概要書（第9号様式）に、必要事項を記入の上、直接センター（〒611-0021 宇治里尻5-9 「ゆめりあ うじ」内）へ持参してください。

提案書等は、市ホームページからダウンロードできます。

なお、応募は、今年度内において、奨励事業・地域推進支援事業・サポート事業のいずれか1回限りとします。奨励事業に採択されたときは、地域推進支援事業及びサポート事業に応募できません。

7. 審査会

令和8年8月上旬（予定）に、審査会で応募団体・グループによるプレゼンテーションと審査を行い、奨励事業を決定します。

8. 募集期間

令和8年5月16日（土）から令和8年7月10日（金）までです。

9. 事業期間

決定通知後から令和9年3月16日（火）までです。

10. 奨励金の対象経費

奨励金の対象とする経費の範囲は次のとおりです。

※奨励事業決定日の前日までに支出した経費は、会場使用料を除き奨励金の対象にはなりません。

(1) 報償費

① 外部講師の謝金（税・交通費込）

金額は、センターの基準に準じていただきます。上限は15,000円/h（大学教授級）で、職位等により金額が変わりますので、詳細はセンターへお問い合わせください。

なお、遠距離の講師の場合は、交通費の取り扱いについて、センターと事前に協議してください。

② 保育者の謝金（税・交通費込）… 事業保育を実施する場合の謝金

(2) 需用費

① 消耗品費 … 事務用品や印刷用紙など

② 食糧費 … 実施日の講師用茶・水のみ対象になります。

③ 印刷製本費 … チラシ印刷費、コピー代など

(3) 役務費

① 通信運搬費 … 郵送料など

② 手数料 … 講師謝礼の振込手数料など

③ 保険料 … 事業に係る傷害保険料

- (4) 使用料及び賃借料 … 会場使用料、レンタル料など（実施主体の関連施設での会場使用料が発生する場合は、センターと事前に協議してください。）
- (5) その他審査会が特に必要と認めた経費（センターと事前に協議してください。）

※次の経費は、奨励金の対象になりません。

- ① 団体・グループの運営に係る経常的な経費・人件費
- ② 個人給付的な経費（金銭等の給付）
- ③ もの作り等の材料費（相当額を参加者から徴収してください。）
- ④ 講師用茶等を除く食糧費
- ⑤ 講師等への土産
- ⑥ 会場の飾り花
- ⑦ 備品購入費
- ⑧ 事業スタッフの交通費・駐車場使用料

11. 必要な書類と記入要領

- (1) 宇治市男女共同参画市民企画事業提案書（第1号様式）

- ① 事業の種類

奨励事業の□内にを付けてください。

- ② 事業名（テーマ）

提案する事業の名称（テーマ）を記入してください。

- (2) 奨励事業企画書（第2号様式）

- ① 事業目的

提案する事業の実施目的、期待する効果及び該当する第6次U J Iあさぎりプランの基本方向、計画課題を記入してください。

- ② 事業内容

事業の内容及びどのような方法・形態で実施するのかを記入してください。

- ③ 講師氏名

予定する講師の氏名、役職及び専門分野などを記入してください。

- ④ 対象者及び参加予定数

どのような人を対象にするのか及び参加予定人数を記入してください。

- ⑤ 実施日時

実施予定日時を記入してください。

- ⑥ 実施会場

実施予定会場を記入してください。

- ⑦ 収支予算案

収入及び支出について経費区分ごとにまとめ、内容欄にその内訳や積算を記入してください。収入合計と支出合計は必ず一致させてください。

参加費を徴収するときは、実費負担程度とし、1回につき1,000円/人を上限とします。

なお、この奨励金のほかに宇治市又は他の機関から助成を受けるときは、この事業の対象にはなりません。

⑧ 連絡担当者

事業の担当者の氏名、連絡先を記入してください。(事業実施日に連絡が取れる携帯の電話番号やメールアドレスをお願いします。)

(3) 団体等概要書 (第 9 号様式)

① 団体等の名称

団体・グループの名称を記入してください。

② 代表者職・氏名

団体・グループの代表者の職(会長、理事長、代表など)及び氏名を記入してください。

③ 所在地

団体・グループの所在地及び連絡先(電話番号、メールアドレス)を記入してください。

④ 活動拠点

活動の拠点を記入してください。

⑤ 事業担当者氏名

事業担当者の氏名及び連絡先(電話番号、メールアドレス)を記入してください。

⑥ 設立年月日

団体・グループの設立年月日を記入してください。

⑦ 活動目的・内容

団体・グループの活動目的及び活動内容を記入してください。

⑧ 活動実績

これまでの主な活動実績を記入してください。

⑨ 団体等の構成員

団体・グループの構成人数及びその内訳を記入してください。

12. その他(決定後の留意事項)

(1) アンケートの実施

事業の実施に際し、センターが指定する項目を入れたアンケートを実施し、その結果を事業実施報告書とともにセンターへ提出してください。

(2) 宇治市男女共同参画市民企画事業実施報告書(第 6 号様式)の提出

事業終了後 30 日以内に実施報告書を提出してください。実施報告書には、物品購入、会場使用料、講師謝礼等、事業に要した経費の領収書を必ず添付してください。領収書のないものは対象経費として認められませんので、ご注意ください。(領収書の返還を求められる場合は、写しの提出と、原本確認で可とします。)

実施報告書により対象経費の額が奨励金の交付額を下回ったときは、その差額を市へ返還していただきます。

(3) 提案内容の変更

決定後の大幅な内容変更は認められません。やむを得ず提案内容を一部変更する必要があるときは、必ず宇治市男女共同参画市民企画事業内容変更申請書

(第5号様式)を提出し、承認を受けてください。

(4) 事業の取り消し

事業を実施できなくなったときは、速やかに宇治市男女共同参画市民企画事業決定取消申出書(第8号様式)を提出してください。すでに奨励金を交付しているときは、奨励金を返還していただきます。

(5) 個人情報の保護

事業実施にあたり知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に取り扱ってください。

(6) 決定の取り消し及び奨励金の返還等

提案書等の内容に虚偽の事実があったとき及び提案内容と実施内容が相違するときは、当該決定を取り消し、すでに奨励金を交付しているときは、奨励金を返還していただきます。

13. 問い合わせ先

詳細については、下記へお問い合わせください。

〔 宇治市男女共同参画支援センター 《担当：野田・村中》 〕
TEL : 0774-39-9377 FAX : 0774-39-9378
Eメール : danjokyoudou@city.uji.kyoto.jp